

平成 26 年度第 2 回瑞穂町廃棄物減量等推進審議会 会議録	
1 日 時	平成 27 年 2 月 26 日 (木曜日) 13 時 30 分から 15 時 30 分まで
2 場 所	町民会館第 1 会議室
3 出席者及び 欠席者	(審議会委員) 出席者：根岸会長、田中副会長、池田委員、古川委員、齊藤委員、吉川委員、荻野委員、小林委員、村野委員 欠席者：坂内委員 事務局：横澤住民部長、臼井環境課長、町田清掃係長、佐藤清掃係主任、鈴木清掃係主事
4 議 題	(1) 瑞穂町のごみの現状等について (2) 事業系一般廃棄物減量のための取り組みについて (3) その他
5 傍 聴 人	なし
6 配布資料	次第 平成 26 年度第 2 回瑞穂町廃棄物減量等推進審議会次第 資料 1 事業系一般廃棄物の現状 資料 2 事業系一般廃棄物の適正排出と減量・資源化に関するお願い 資料 3 事業系一般廃棄物排出事業者の皆様へ 補足資料 ・西多摩衛生組合からの資料

(議題 1)

瑞穂町のごみ総量について

(会議内容)

(根岸会長)

それでは、議題(1)「瑞穂町のごみの現状等について」を事務局より説明を求めます。

(事務局)

資料1を説明させていただきます。

「資料1」

(1)は瑞穂町から西多摩衛生組合に運ばれた可燃ごみの中で事業系ごみが占める割合になります。22、23年度が22パーセント、24年度が23パーセント、25、26年度が26パーセントとなり、割合から見ても増加傾向であることが分かります。その下の表をご覧ください。平成26年4月から12月までの月ごとの割合になります。25から28パーセントで推移しており、増加傾向が続いていることが分かります。10月以降が27パーセント以上と高い割合になっていますので、このまま高い数値で推移していくかを注視する必要があると考えています。

(2)をご覧ください。可燃ごみ以外のごみも含めた瑞穂町の総ごみ量に対する事業系可燃ごみの割合になります。22、23年度が16パーセント、24年度が17パーセント、25年度が19パーセントとなっています。総ごみ量に対する事業系可燃ごみの割合も増加傾向であることが分かります。

資料下段の「可燃ごみとして出されたごみ質組成」をご覧ください。西多摩衛生組合が実施している可燃ごみの組成を分析する調査の結果です。データは構成市町(3市1町)の数値です。また、焼却灰を分析していることから家庭系と事業系が

	<p>混ざった数値です。項目別に検証すると、割合が多い順に紙・繊維が50.9パーセント、プラスチック類が22.8パーセント、木・竹・ワラ類が11.7パーセント、厨芥類が5.2パーセント、不燃物が4.5パーセント、ゴム・皮革類が1パーセント未満です。厨芥類が5.2パーセントと比較的少なく感じられるかもしれません。これは乾燥した灰を調べているため、水分が含まれていない状態だからです。紙・プラスチック類の割合が大きいことから、これらを分別しリサイクルすることで、焼却ごみを減らし資源化を進めることができると考えられます。</p> <p>以上のことから、①依然として事業系ごみが増加傾向にあること、②焼却灰の成分は紙・繊維類やプラスチック類が多いこと、③厨芥類に占める水分の割合が多いことが確認できます。町ではこれらの分析結果を基に、効果的な啓発を展開していきたいと考えています。</p> <p>(根岸会長) 事務局からの説明が終了しました。各委員のご意見やご質問をお受けいたします。</p> <p>(斉藤委員) ごみ質の割合が大きい紙とか繊維はリサイクルできるものが捨てられているということですか。</p> <p>(事務局) 本来、西多摩衛生組合に持ち込まれる紙類は汚れていたりしてリサイクルできない紙であることが前提です。分別すればリサイクルできる紙類が西多摩衛生組合に入ってしまうことが問題です。排出段階でいかに分別してもらうかが重要になります。</p> <p>(池田委員) 分析している焼却灰について、家庭系と事業系の比率はわかりますか。</p>
--	---

<p>(事務局)</p>	<p>家庭系も事業系も計量後に同じピットに投入され、攪拌された後に混ざった状態で焼却されています。よって比率は分かりません。家庭系と事業系を分けたかたちでのごみ質分析ができていないのが現状です。</p>
<p>(池田委員)</p>	<p>プラスチック類はあらゆるプラスチックが含まれていますか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>硬質プラスチックは持ち込めないことになっています。汚れてリサイクルできない容器包装プラスチック類が主です。</p>
<p>(池田委員)</p>	<p>弁当の容器で例えると、家庭ではきちんと洗って容器包装プラスチックの日に資源物として出しますが、事業所では汚れたまま燃やせるごみで出せば手間がかからなくていいという考え方になると思います。実態は分かりませんが、そういった部分の啓発が必要になると思います。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>増加原因として可能性は十分に考えられます。</p>
<p>(荻野委員)</p>	<p>持ち込まれる紙類はどの段階で汚れてしまっているのですか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>本来であれば、汚れて再利用できないものが持ち込まれるべきです。</p>
<p>(荻野委員)</p>	<p>家庭では紙類をきちんと分別して出しています。汚れたものと同じごみ箱に入れてしまえばその時点でリサイクルできなくなります。企業でも分別はできるはずなので、細かいことから指導していくべきではないでしょうか。</p>
<p>(斉藤委員)</p>	<p>会社も家庭と同じに考えて指導したらいかがでしょうか。分別しないで全て焼却するという考え方は、今の時代に合っていないということを発信していくべきだと思います。</p>
<p>(吉川委員)</p>	<p>不特定多数の人が入ってくる商業施設のごみは</p>

<p>(事務局)</p>	<p>難しいと思います。景気が好くなりお客様が増えれば捨てていくごみも増えるはずです。</p> <p>確かに店舗に設置されているごみ箱の分類が、紙類を分別する前提になっていない場合が多いと感じます。</p>
<p>(吉川委員)</p>	<p>事務系の会社では紙を大切に使い、不用になった場合はリサイクルに出すということを行っている会社が多いと思います。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>実態として、情報が外部に漏れないよう機密文書を焼却するという事業所もあります。参考までに役場は溶解処理をしています。</p>
<p>(古川委員)</p>	<p>厨芥ごみで5月が多いというのは何か理由がありますか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>この月だけ構成市町のどこかで何かのごみが一時的に入ってきたということですが、具体的な理由は不明です。</p>
<p>(田中副会長)</p>	<p>事業所が自ら生ごみをリサイクルしている会社もあります。設備等の故障で一時的に生ごみを西多摩衛生組合に持ち込んでいる場合もあります。給食センターもその一例です。</p> <p>事業系ごみはどの地域でも全体的に増えています。原因は景気の動向や有料化のマンネリ化等が考えられますが、特定は難しいと思います。</p>

(議題 2)

事業系一般廃棄物減量のための取り組みについて

(会議内容)

(根岸会長)

それでは、「議題(2)事業系一般廃棄物減量のための取り組みについて」ですが、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

「資料 2」

「資料 3」

前回の審議会で、排出事業者責任に基づき、排出事業者に対する啓発を継続的に続けていくことが最も効果的ではないかとのご意見を頂戴しました。排出事業者に対する啓発として、町からの通知と啓発用のチラシ配付を考えています。排出事業者責任に対する啓発ではありますが、町の収集運搬許可業者にも趣旨をご理解いただき、収集運搬業者から排出事業者にお渡しいただく配付法方を考えています。

通知の内容ですが、抜打ち検査結果から適正排出に対する協力をお願いする部分と、事業系ごみの減量に対する協力をお願いする部分の2つの内容で構成されています。事業系ごみ減量については、当審議会でも審議されているという文面を入れさせていただきました。通知の内容と併せて、当審議会を文面に記載させていただくことに、ご了解をいただきたくお願いいたします。

資料3のチラシは通知とともに排出事業者への配付を考えています。①瑞穂町の事業系ごみが増加傾向にあること、②紙類、プラスチック類は分別すればリサイクルできること、③厨芥類は水分を除くことで減量できること等を内容に盛り込みました。

2年間、事業系ごみの減量を議題に審議会を開催させていただきました。排出事業者に対する啓

	<p>発を継続的に行うことが最も効果があるのではないかという審議会のご意見に基づき、対策として、①排出事業者向けの通知とチラシ配付、②町職員による立入調査と指導、③西多摩衛生組合での抜打ち検査の実施と指導を今後展開していくことで、審議会の議題としてはこの問題に一度区切りをつけさせていただきたいと考えています。</p>
(根岸会長)	<p>事務局からの説明が終了しました。各委員のご意見やご質問をお受けいたします。</p>
(斉藤委員)	<p>抜打ち検査は年に何回実施していますか。</p>
(事務局)	<p>4～5回で曜日は決まっていません。</p>
(斉藤委員)	<p>チラシの下から5行目、「ので以降、ご理解とご協力をお願いいたします。」は必要ないと思います。</p>
(吉川委員)	<p>抜打ち検査は法的な裏づけがあって実施しているものですか。</p>
(事務局)	<p>町の許可業者が適正に収集運搬を行っているかどうかを検査しています。町の許可は法律や条例に基づくものです。</p>
(吉川委員)	<p>通知でどこまで強く言えるのかが難しいと思います。</p>
(事務局)	<p>収集運搬業者は許可どおりに収集運搬を行っているか、排出事業者は法律や条例にも書かれている減量化や資源化の努力義務を果たしているかということになります。</p> <p>ここで、前回の審議会後、実際に排出事業者への立ち入り調査を実施しました。担当者から報告をさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">＜パワーポイントで報告＞</p>
(荻野委員)	<p>減量指導の方法として、特に大きな事業所には</p>

<p>(村野委員)</p> <p>(事務局)</p> <p>(村野委員)</p> <p>(荻野委員)</p> <p>(事務局)</p>	<p>何度も繰り返し足を運ぶことが重要だと思います。</p> <p>排出事業者数は何者あるのか。</p> <p>120～130者程度です。</p> <p>排出事業者に出す通知を、実際に現場で誰が分別するのかを考え、もう少し分かりやすくした方がいいのではないかと思います。また、チラシを分かりやすくするために、写真に×印をつけたらどうでしょうか。見て理解してもらうことが資源化につながると思います。黒いタイトルも赤字の方がいいと思います。</p> <p>棒グラフは小さく、写真を大きくしてはいかがでしょうか。</p> <p>チラシについてはレイアウトを再検討します。</p> <p>町の事業系ごみ対策として、①排出事業者向けの通知とチラシ配付、②町職員による立入調査と指導、③西多摩衛生組合での抜打ち検査の実施と指導を今後展開していくということによりお願いします。</p> <p>通知についてももう一度内容を確認した上で、実施したいと思います。</p>
<p>(議題3)</p> <p>その他</p>	
<p><b>(会議内容)</b></p>	
<p>(根岸会長)</p> <p>(事務局)</p>	<p>それでは、「議題(3)その他」ですが、事務局より説明をお願いします。</p> <p>以下について事務局から概要説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小金井市の広域支援の依頼について</li> <li>・焼却炉の非常停止について</li> </ul>